

## 冒頭説明

### ○安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議について

関連資料 1：安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議委員名簿

関連資料 2：札幌市安全・安心な食のまち推進条例

#### 1 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の設置について

札幌市安全・安心な食のまち推進条例（以下「食まち推進条例」という。関連資料 2）第 26 条第 1 項では、市長の附属機関として、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（以下「食まち推進会議」という。）を置くことを規定しています。

なお、食まち推進会議の庶務は、保健福祉局保健所（食の安全推進課）が事務局として行います。

#### 2 食まち推進会議の役割について

食まち推進条例第 26 条第 2 項では、食まち推進会議の役割を、市長の諮問に応じ、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（以下「食まち推進計画」という。）について調査審議し意見を述べること、また、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議し意見を述べることとしています。

現計画は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）の 5 年計画である「第 2 次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」であり、今回が初年度の実施結果の報告です。

#### 3 食まち推進会議の委員について

食まち推進条例第 26 条第 3 項で、市長が委嘱する委員 20 名以内をもって組織するとしています。また、同条第 4 項で、任期は 2 年と定めています。

現在の食まち推進会議は、市民、事業者、学識経験者等 17 名で構成されており、委員の皆様の任期は、先に送付させていただきました委嘱状のとおり、令和 3 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までとなっています。

委員名簿（関連資料 1）を同封いたしましたので、御確認をお願いします。

#### 4 会議の公開について

附属機関の会議は、札幌市情報公開条例第 21 条において、原則として公開することとしています。この会議の会議結果につきましても、後日、本市のホームページに掲載する予定ですので、御承知おきください。